# 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業)

事業主体 県

所管課班

- 計 農村振興課 地域計画班
- (実) 農村整備課 ほ場整備班

#### 目 的

津波により被災(浸水)した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備(区画整理)事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させるもの

(ハード事業)

(ソフト事業)

農地整備事業 (経営体育成型)

農業経営高度化支援事業

- 高度土地利用調整事業
- · 農業経営高度化促進事業
- · 耕地利用高度化推進事業

#### 採択要件

- 1 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合は、これが20%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合は、これが7ポイント以上増加すること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合は、これが42%以上となること。
  - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合は,これが3.5ポイント以上増加すること。
- ・事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合は、これが66.5%以上となること。
- ・事業採択時における担い手農地利用集積率が66.5%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。
- 2 受益面積が20ha以上であること。 (ただし,合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば,20haがまとまってなくとも可)
- 3 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 4 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1及び次の要件を満たすこと。
  - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体(以下「高度経営体」という。)が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実と見込まれること。
  - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の高度経営体面的集積促進事業を行う場合に当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

## ○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金(復興交付金基金) 交付要綱(農林水産省)

(最終校正平成24年9月3日24地第178号農林水産事務次官依命通知)

別添 1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添1-2 農地整備事業に係る取扱

※参考URL(復興庁HPより) http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html

## 事業内容

## (1)農地整備事業(経営体育成型)

次に掲げるア~オの事業のうち2以上(ア,イは単独でも可)の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ農業用用排水施設
- 工 農道
- 才 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備考
	農地整備事業 (経営体育成型)	75	17	8	一般地域に適用
	効果促進事業	80	12	8	

### (2) 農業経営高度化支援事業

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営	(1)高度土地利用調整事業					
高度化支	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利				
援事業	į	用集積を推進するため、都道	75	25	_	
	,	府県が行う普及・指導活動				
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動,土				
	!	地利用調整活動,関係機関と	75	12.5	12.5	
	i I	の調整等調査・調整活動				
	(2)農業経営高度化促進事業		L			
	高度経営体面的集積	高度経営体への農用地の面的	75	12.5	12.5	
	¦促進事業	利用集積に向けた促進支援				
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及				
		び不陸均平, 暗渠の維持管	50	_	_	
		理, その他の農用地の良好な				
		生産環境の維持及び条件整備				
		活動				

(1)のイと(2)及び(3)については、市町村が実施主体